

お客様 各位

2006年3月10日

定期入替えにおける監理ポスト割当銘柄の取扱方法の改正と  
期中の安定持ち株比率の見直しについて  
(Russell/Nomura 日本株インデックス)

今般、ラッセル・インベストメント・グループと野村証券金融経済研究所では、Russell/Nomura 日本株インデックスの定期入替えにおける監理ポスト割当銘柄の取扱方法について、下記の通りインデックスのルールを改正いたします。また、下記の通り定期銘柄入替え以外での安定持ち株比率の見直しについても変更いたします。

1. インデックスルールの改正

(1) 改正内容

定期入替えにおける銘柄選択母集団に関して、整理ポストまたは監理ポストに割当てられている銘柄の取り扱いについて、下記の通り変更します。

変更前：整理ポストに割当てられている銘柄は母集団に加えない。

変更後：整理ポストに割当てられている銘柄は母集団に加えない。監理ポストの銘柄のうち定期入替え直前のインデックス構成銘柄でないものは母集団に加えない。

(2) 適用時期

今回の定期入替え(2006年11月末予定)から、この改正ルールを適用します。

2. 期中の安定持ち株比率の見直し

(1) 改正内容

定期銘柄入替え以外に、第三者割当の他、優先株の転換、非公開会社の吸収・合併、公開買付などにより安定株数が大幅に変化する資本異動が行われた際には、安定持株比率を見直すことがあるものとします。これらに係わる株数が確認できた時点で安定持株比率を変更するかどうか検討し、変更する場合には事前に変更のお知らせをしてインデックスに反映させることとします。

(2) 適用時期

2006年4月より、このルールを適用します。

(ご連絡先)

野村証券 金融経済研究所 金融工学研究センター  
インデックス・プロダクツ・グループ  
idx\_mgr@frc.nomura.co.jp  
03-3274-0924